



# PSE Newsletter

梅雨空が続き、気分的にも体調的にも不調を感じることはありませんか？

さて、今回は『**生命保険の見直し**』について情報提供させていただければと思います。

令和1年に保険税務の取扱いについて大きな改正がありました。その前に「駆け込み」での加入が多かった法人向けの保険の内容についてご説明いたします。

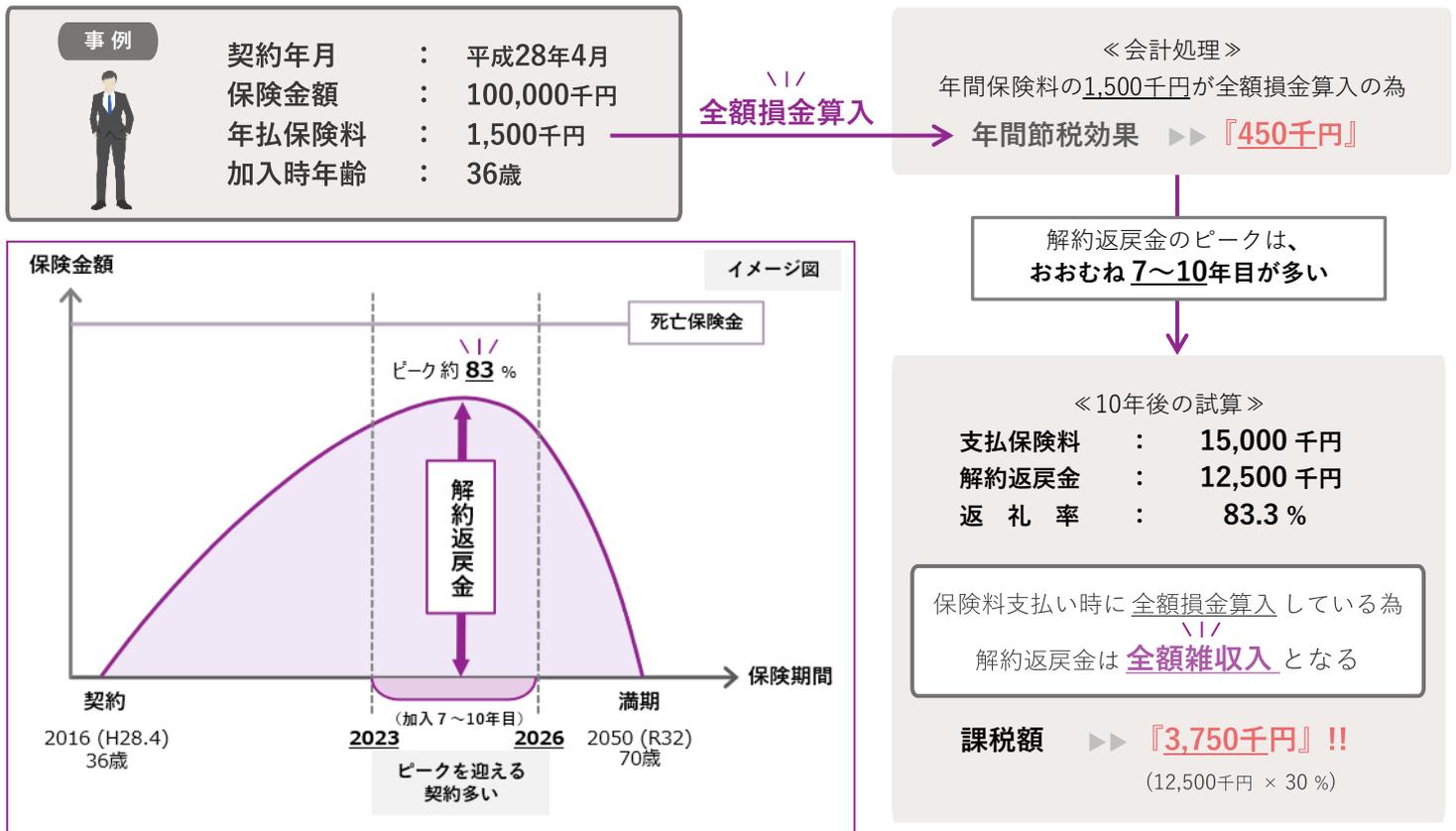


**令和1年の税制改正**では保険に関してどんな改正があった？

法人向けに広く販売されていた**全損型定期保険**（保険料を全額経費として計上できる保険）について、R1.7.8以降の契約については一部を資産計上にするよう改正されました。

## 【全損型定期保険の事例】

- R1.7.8より前の契約で、満期時の被保険者の年齢が70歳を超えない保険に加入していた場合。



このように単に節税目的で加入した保険契約は、**解約の時に困ってしまうケースが多々あります**。解約時に会社の業績が悪く、赤字になってしまう場合や役員退職金の支払いに充てるなどの特別な事情のある年と重なる場合であればよいのですが、そうそうよいタイミングになるわけではありません。

本来、法人で保険を契約する最大の目的は『**万一の場合の保障!**』であると言えます。このような保険契約がある場合は、今後どうしていくか…対策が必要となります。

この機会に私たちと一緒に契約内容の見直しをしてみましょう！